

あなたも労働組合へ

# Join us!

労働組合紹介パンフレット  
2025年版

**国公労連**  
日本国家公務員労働組合連合会

# 新規採用職員が職場に配属された日の出来事





**入ってるよ!**

いろんな人と  
つながりができるし

職場の悩みも  
相談できるしね!

そうなん  
ですね!

うん  
それとね



ケガや病気のときに  
保障してくれる  
国公共済会と  
いうのがあって

国公共済会  
メインキャラクター  
コッコくん

**国公共済会**は  
ぜったい**オススメ!**

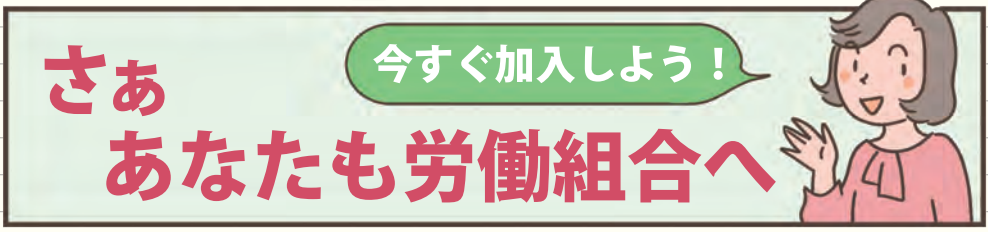
組合員しか  
加入できないしね



掛け金も安いし  
とっても安心なの!

それ  
パンフ見て  
気になって  
ました

今組合に入ったら  
国公共済会の  
プレゼント加入が  
あるよ!



**さあ**  
**あなたも労働組合へ**

**今すぐ加入しよう!**

## 労働組合はあなたを必要としています



新しく職場に入られたみなさん、就職おめでとうございます。国民生活向上のために、責任感と使命感をもって就職されたと思います。これから仕事をすすめていくうえで、悩みや疑問が出てくるとは思いますが、そういう時は一人で悩まず、労働組合にご相談ください。あなたの悩みや疑問が、職場環境や仕事のすすめ方の改善にもつながります。また、多くの仲間が労働組合に入っていると、より良い職場にしていく大きな力につながります。労働組合に加入し働きやすい職場、安心できる労働環境を一緒につくっていきましょう。労働組合はあなたを必要としています。あなたの加入を心から呼びかけます。

## 労働組合の役割とは？

わたしたち労働者は働いて賃金を得ないと生活できません。しかし労働者は使用者に対して圧倒的に不利な存在です。この労使関係を対等なものとするために労働組合がうまれました。あたたしたち国家公務員も国家公務員法で労働組合の結成が認められていますが、争議権は認められておらず、国公労連はILOに提訴し労働基本権の回復を求めています。労働組合は、働きやすい職場や生活の向上をめざし、仲間たちが力を合わせて（団結して）その実現をめざしています。また、わたしたちが平和に

くらせる社会の実現もめざしています。

職場で働く一人ひとりの声を大切に、みんなで話し合い、共通した要求をまとめ、その実現に向けて、みんなで行動するのが労働組合です。



2024年12月 国公青年交流集会 2024Connect

## 労働組合の魅力は つながりと助けあい

皆さん、ご就職おめでとうございます。

私は、最初は労働組合の活動をよく知らないまま加入しましたが、昼食会を開いて困りごとがないか丁寧に聞いてくださったり、異動のサポートをしてくださったりと、振り返ってみると様々な場面で組合のみなさんに助けていただいたなど実感しています。

また、社会人になると、職場の仲間と仲を深める機会が少なかったりもしますが、イベントなどを通じてつながりが増えるのも、魅力の一つだと思います。

皆さんも、ぜひ、労働組合に加入して、職場環境や私生活をさらに充実させましょう！



全司法労働組合  
秋田支部

かわま みなほ  
河間美奈穂

## より良い職場への 思いを一緒に実現しよう

採用おめでとうございます！

労働組合という言葉は聞いたことがあるけど、何をしている団体なのか、よく分からないという方が多いのではないのでしょうか。私もそのうちの1人でした。

労働組合では、「職場がこうだったらいいのに」という思い・アイデアを実現するために活動しています。

慣れない環境で悩みを抱えても、誰に相談していいか分からないときがあるかもしれません。

そんな時は、職場の労働組合に相談してみてください。きっとあなたの力になります。

私たちと一緒に、充実した社会人生活を過ごしましょう！



全法務省労働組合  
高松支部

ごとう だいすけ  
後藤 大昌

# 賃金と職場環境の改善をめざすとりくみ



わたしたちの賃金は人事院勧告にもとづいて決まります。民間では労使間で交渉を行い、賃金決定を行います。国家公務員には協約締結権と争議権がありません。その代償として人事院が民間給与を調査して、民間との差を人事院勧告として毎年政

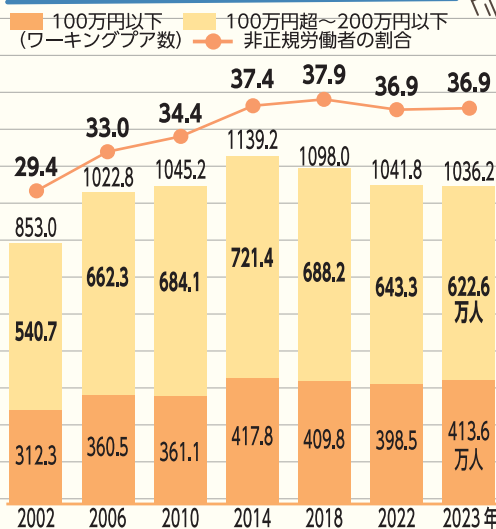
府に報告し、国家公務員の賃金が決定されています。人事院勧告は約 900 万人の労働者の賃金に影響しており、民間の労働者と公務労働者が力を合わせて賃上げを要求していかなければなりません。

一方、わたしたちの職場では職員が不足しています。政府が定員合理化計画をすすめてきたからです。日本の公務員数は OECD 加盟国の中でも最低レベルで、これ以上職員を減らせる職場はありません。国公労連では国民生活を守るために、公務・公共サービスを拡充させるとりくみをすすめています。



2025 年 1 月 経団連包囲行動

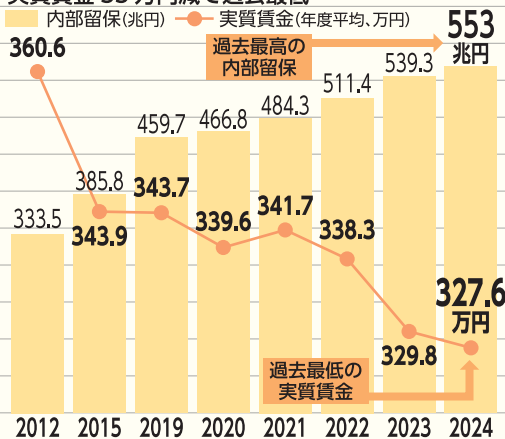
## 労働者の 5 人に 1 人がワーキングプア



[出所] ワーキングプア数は国税庁「民間給与実態統計調査」の 1 年を通して働いても賃金が 200 万円以下の労働者数 (単位: 万人)。非正規労働者の割合は総務省「労働力調査」の年平均 (単位: %)

## 大企業の内部留保 553 兆円

自公政権の 12 年で 219.5 兆円も増加  
実質賃金 33 万円減で過去最低



[出所] 内部留保は財務省「法人企業統計調査」の資本金 10 億円以上の大企業の年度ごとの数字で、2024 年度だけは直近統計 7～9 月期の数字。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の各年ごとの実質賃金を 2023 年の現金給与総額を起点に実額化したもので、2024 年度だけは直近統計 1～11 月速報値の平均を実額化したもの

## 安心して働くために 仲間とつながろう

はじめに、就職おめでとうございます！

多くの不安を抱えてのスタートを切ったかと思いますが、労働組合は働く環境をよりよくするための組織です。私自身、賃金や労働環境などの相談ができたことで、働く不安の解消・安心感が得られました。

また、1年を通じてイベントがあり、職場の組合員はもちろん、省庁を超えた仲間とのつながりを深められることも大きなメリットと感じています。

新しい環境での不安を軽減し、安心して働くために、労働組合に加入して、一緒により良い職場を目指しましょう！



全経済産業労働組合 たしま ゆい  
北海道局支部 田島 由唯

## 仲間がいれば 一人じゃないと実感できる

新入職員の皆様、ご就職おめでとうございます。

社会人となり、期待や不安でいっぱいかと思えます。初めての環境で小さな不安、分からないことなどがあっても、上司や同僚が忙しくてなかなか聞けない、相談できる環境にない…そんな時は、ぜひ労働組合の仲間と相談してみませんか。労働組合は、同年代や先輩方と気軽に相談ができ、自身の職場以外の方と繋がりがもてる場所です。意外と同じ悩みを持つ仲間がいて、一人じゃないんだと実感します。

新しく社会人となるこの機会に、素敵な仲間と、安心して働ける楽しい職場を作っていきましょう。



全厚生労働組合 たかはし ましひろ  
本省支部 高橋 秀拓

# 労働組合の歴史と経過



日本国憲法は、第 28 条で労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権））を保障しています。現憲法が公布された当時、全国の職場で労働組合が結成されました。1970 年代にはアメリカによるベトナム侵略戦争反対、革新自治体\*確立など、

平和と生活重視の春闘をたたかい、1974 年にはインフレ反対の国民的なたたかいと結びつけて月額 3 万円以上の賃上げを実現しました。労働組合に結集してたたかってこそ労働者の生活と権利は守られ、要求は実現するのです。

\*革新自治体とは、開発優先政策から福祉優先政策への転換を掲げ、市民運動などにより 1960 年代から 1970 年代後半にかけて各地方自治体で保守でない革新首長が誕生した自治体を指します。

## 私たちの運動で新設（改善）されました

1986 年	結婚休暇
1991 年	夏季休暇
1992 年	育児休業 1 週 40 時間制・完全週休 2 日制
1994 年	介護休暇
2002 年	子の看護休暇
2005 年	育児・介護のための早出遅出勤務 男性職員の育児参加のための休暇
2007 年	育児短時間勤務、育児時間（改善）
2008 年	非常勤職員の給与に関する指針 ※以後、通勤手当・期末手当の原則支給化
2009 年	1 週 38 時間 45 分制・1 日 7 時間 45 分制 非常勤職員の忌引休暇（有給）・病気休暇（無給）
2010 年	期間業務職員制度（日々雇用制度廃止） ※以後、3 年公募要件が問題に
2011 年	非常勤職員の育児休業制度・介護休暇制度
2017 年	非常勤職員の給与に係る各府省申合せ
2018 年	非常勤職員の勤勉手当の原則支給化
2019 年	非常勤職員の結婚休暇
2020 年	非常勤職員の夏季休暇
2022 年	出生サポート休暇 非常勤職員の産前産後休暇の有給化
2023 年	非常勤職員の給与の 4 月遡及改定
2024 年	期間業務職員の 3 年公募要件廃止
2025 年	通勤手当の支給限度額引上げ・特別料金全額支給化 再任用職員の住居手当・寒冷地手当・特地勤務手当・地域手当の異動保障 子の看護等休暇（改善） 非常勤職員の病気休暇の有給化



戦後初のメーデー＝1946 年 5 月 1 日、東京・皇居前広場

## 人事評価制度とは

任用、給与その他の人事管理は、人事評価にもとづいて行われています。評価制度は、労働条件に密接に関わるものであり、その基準や手続き、フィードバック、苦情処理などは、公平・公正でなければなりません。そのためにも、評価基準に基づく絶対評価、評価結果の全面開示、人材育成への活用、労働組合の参加による苦情処理制度などが必要であり、短期の評価結果を直接的に賃金に反映させないためにも、労働組合の役割が重要です。



# 公務員の労働組合は



戦後すぐに各省の公務労働者も労働組合を結成しました。当初、公務員も労働三権が保障されていましたが、1947年、公務員労働組合などが「2・1ゼネスト」で立ち上がろうとしたとき、当時日本を統治していたアメリカ占領軍が「ゼネスト」を中止させました。その翌年には日本政府に対

し公務員の争議権と協約締結権を禁止するよう求め、政令201号によってその権利がはく奪されました。

国公労連は全労連に結集してILOに労働基本権の回復を求めて提訴し、民主的な公務員制度の確立を求めています。

公務員賃金は、労働基本権制約の代償措置として毎年人事院勧告にもとづいて決定されています。しかし政府は、戦後初めて、人事院勧告を無視した大幅な賃下げ（平均7.8%の引き下げ）を2012年4月から押しつけてきました。

人事院勧告にもとづかない賃下げは憲法違反として、国公労連と組合員370人の原告が東京地裁で「公務員賃下げ違憲訴訟」を起こしました。最高裁は2017年10月20日、政府・国会による憲法違反の賃下げを正当化して「公務員賃下げ違憲訴訟」の上告を棄却しました。これでは、公務員の権利はないに等しいものです。

他方、この賃下げは、当初3年間予定されていたものの、このたたかいにより2年間で終了させたことは大きな成果です。

国公労連は公務労働者の権利を守り、労働基本権を回復させるためにこれからも奮闘します。

## 憲法違反の賃金引き下げ

## 評価制度のチエックポイント

評価のスタートは期首面談です。ノルマの押しつけではなく、なにを・いつまでに・どの水準が必要なのかを評価者と共有することが重要です。評価結果については、納得できる具体的な説明を求めましょう。

人事評価の実施権者には苦情への適切な対応が求められ、申し出た者は不利益な取扱を受けないこととされています。納得できない場合は、職場の労働組合役員にご相談ください。



# わたしたちの雇用・労働条件は



国家公務員法第75条の規定は、公務員が「全体の奉仕者」（憲法15条）であり、不当な圧力によって、国民のための公正・公平な行政の遂行を妨げられることがないように、その身分を保障しています。

同時に、この規定は民間企業で働く労働

者の解雇規制と同じような意味も持っています。民間労働者の場合は、労働基準法や労働契約法などにより解雇規制がなされていますが、公務員の場合は、降任や免職される事由が国家公務員法や人事院規則で定められています。

国家公務員法  
第75条  
(身分保障)

職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

労働契約法  
第16条  
(解雇)

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

国立ハンセン病資料館で働いていた2人の学芸員（国公一般組合員）が2020年3月、厚生労働省からの委託業務として同資料館を管理・運営する笹川保健財団により不当に解雇された事件について、東京都労働委員会は22年5月、本件解雇が不当労働行為に該当するとして、財団に対して職場復帰の措置をとるよう命じました。しかし、財団はその救済命令を無視。23年9月、中央労働委員会で組合側の主張の大半を認める内容の勝利和解が成立しました。この勝利は、国公一般をはじめ、全国各地に広がった2人を支援する仲間たちの奮闘によるものです。

ほかに、社会保険庁不当解雇撤回闘争では、全厚生をはじめとする仲間たちの奮

闘で、人事院で25人の分限免職処分が取り消されました。現在（2025年2月）は、全国税組合員の原口朋弥さんが、東京国税局による不当な分限免職処分の取消を求めて、全国の仲間とともにたたかいを続けています。



許されない不当な解雇（分限免職処分）

# 「公務員にも労働基本権」は世界の常識



労働者を守るために労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)があります。これは、憲法 28 条が定める基本的人権であり、公務員にも保障されなければなりません。日本の公務員は労働基本権が大幅に制約されており、ILO（国際労働機関）は公務員の

労働基本権を速やかに回復するように日本政府に求めています。

国公労連は、基本的人権に代償措置はありえないことから、労働基本権の完全回復をめざして運動をすすめています。

## 労働協約締結権が認められないのは日本だけ

国名	団 結 権	団体交渉権	争 議 権
アメリカ	(軍人、FBIの職員等を除く)	給与についてはなし (軍人、FBIの職員等を除く)	×
イギリス	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)
ドイツ	○	(官吏の協約締結権を除く)	(官吏を除く)
フランス	(軍人等を除く)	(軍人等を除く)	法が規定する範囲内で行使 (警察、軍人等を除く)
日 本	(警察、軍人の他、消防職員、監獄職員、海上保安庁職員を除く)	協約締結権はなし	×

※日本は一般行政職

### 公務員も一市民として 当たり前前の自由を

休日に政党ビラを配布したことが国家公務員法違反に当たるとして逮捕・起訴された堀越事件。最高裁は 2012 年 12 月に無罪判決を出しました。公務員の政治活動の自由を一律に禁じていた最高裁判例(猿払判決 / 1974 年 11 月 6 日)を実質的に変更するものです。国公労連は、公務員であっても一市民として当たり前前に政治活動ができる自由を求めています。



# 独立行政法人や特殊法人などの職場



2001年の省庁再編にあわせ、行政経費や定員（人員）を削減する目的で国の機関の一部が独立行政法人に移行されました。2005年には113の法人がありました。組織の統廃合などにより、2023年4月現在で87まで削減されています。同じように、国の機関から特殊法人に業務委託されている事業も多くあります（社会保険庁→日本年金機構など）。これらの業務は、国

民生活や社会経済の安定などに資する業務であることに変わりはありません。

独立行政法人などは労働法の適用を受け労働三権は保障されていますが、その処遇は基本的に国家公務員に準じていることが多く、人事院勧告に左右されています。国公労連は、労使対等な立場で、賃金・労働条件を決定し、政府の介入などは行わないように求めています。

## 独立行政法人等の人員・予算の拡充を

政府は「民間でできるものは民間で」と公務で行ってきた多くの行政サービスを民営化してきました。国立病院の独立行政法人化などはその一例です。独立行政法人通則法は、法人が行う業務を「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なもの」と定め、国民生活にとって不可欠なものとしていますが、政府は民間部門に新たなビジネスチャンスを広げるために民営化をすすめています。コロナ禍や自然災害などで明らかになったように、公務・公共サービスの切り捨ては、国民のいのちや暮らしをおびやかすこととなります。

国公労連は、独立行政法人等が担っている事務・事業に必要な人員と予算を拡充し、国で直接運営した方が効率的で効果的な事務・事業を国の機関に戻すこと（いわゆる「再公営化」）を求めています。



# 国ではたらく非常勤職員の現状



8万人を超える非常勤職員がフルタイムや短時間勤務で一般職国家公務員として働いています。常勤職員と同じように国家公務員法、人事院規則が適用され、職務専念義務や守秘義務が課せられています。しかし処遇は常勤職員と大きく違い劣悪です。

国労連や非常勤職員の声と運動によっ

て近年、「3年公募要件」（公募をせずに雇用を継続（更新）することを連続2回までとする規定）の撤廃、産前産後休暇や病欠休暇の有給化、一時金の大幅引き上げや給与の4月遡及改定と差額支給などを実現しました。引き続き、処遇改善と均等・均衡待遇の実現をめざしていきます。

## 国の非常勤職員の休暇・手当の待遇差(2025年4月1日現在)

	常勤職員	非常勤職員
採用年度における年次休暇	20日※1	最大10日※2
病欠休暇	90日以内	最大10日※3
公務上の負傷・疾病休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様（無給）※4
住居手当	最高28,000円	不支給 （支給の根拠法規なし）
扶養手当	配偶者3,000円 子11,500円等	不支給 （支給の根拠法規なし）
寒冷地手当	1級地で 最高29,400円	不支給 （支給の根拠法規なし）
子の看護等、短期介護休暇	1年に5日以内 （有給）※5	常勤職員と同様 （無給）※6
保育時間※7	1日2回各30分以内 （有給）	常勤職員と同様 （無給）

※1 1月1日～12月31日の期間

※2 6月勤続し、全勤務日の8割以上出勤した場合、週の勤務日数に応じて付与

※3 6月以上の任期また継続6月以上の非常勤職員に、週の勤務日数に応じて付与

※4 ただし公務災害が認定されれば休業補償（平均給与額の6割）を支給

※5 養育する小学校3年生までの子、要介護者が2人以上の場合は10日

※6 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務が121日以上の非常勤職員

※7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合



# 仲間どうしのたすけあい — 国公共済会



## 国公労連のたすけあい活動



国公共済会は、国公労連が組合員を対象に運営している自主共済制度です。営利目的の保険会社と違い、「非営利」で運営しているのが大きな特長です。

1991年設立以来約35年間、組合員の生活をしっかり支えています。各種準備金積立額は26.3億円を超え（2025年1月末現在）、大きな災害（東日本大震災・熊本・福島・能登地震、台風等）があってもしっかり支払いができる安定的な運営をしています。

多くの仲間が国公共済会に加入することで、制度のさらなる充実・発展をはかることができ、国公労働者の経済的地位の向上にもつながります。

## いろいろなリスクに備える総合共済



国公共済会は、病気・ケガ・交通事故・死亡・後遺障害・火災等のリスクを保障する充実のラインナップで、あなたの公務員生活を応援します。最大で一般死亡・障害4,000万円、入院日額1万円の保障が確保でき、年齢による掛金アップはありません。（※生命特約共済を除く）

「小さな掛金」で「大きな安心」をお届けします。

## 組合員であれば誰でも加入OK



国公共済会は、国公労連加盟の労働組合の組合員であれば誰でも加入でき、退職後も継続加入できます。生命基本共済・生命特約共済・医療共済・ワンコイン共済・シニア共済は「健康告知基準」に該当している場合には加入できませんが、それ以外の制度は該当していても加入できます。

**生命基本共済**

万が一に備えて（死亡・障害）

**医療共済**

病気やケガの入院・休業に備えて

**交通災害共済**

交通事故時のご自分の保障に

— 保障がいろいろ！ —

**火災共済**

**団結共済**

**個人賠償責任補償製**

**慶弔共済**

**年金共済**

**シニア共済**

**自動車共済**

**ワンコイン共済**

※ご加入にあたっては、総合パンフレット・各種リーフレットを必ずご覧ください。



## ライフステージに合わせて見直しが可能

国公共済会の制度は、年1回加入内容を見直すことができます。民間生命保険は10年から15年更新のものがほとんどであることは対照的です。家族構成や年齢等ライフステージに合わせて柔軟に保障内容を設計できます。

社会人としての備えに

掛金 月額 1,400 円 (年額 16,800 円)

### セット7型+医療6口

入院	交通事故	日額	9,000 円
	不慮の事故	日額	6,000 円
	病気	日額	5,000 円
通院	交通事故	日額	1,500 円
	ケガ通院見舞金	定額	10,000 円
手術	日帰り手術見舞金	定額	5,000 円
休業加療	病気・ケガ	日額	2,500 円
死亡・障害 ※障害は最高額	交通事故		400 万円
	不慮の事故		200 万円
	一般		100 万円

家族を支える組合員に

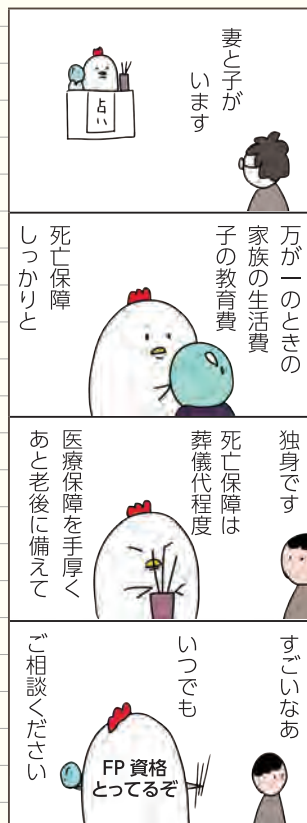
## 働き盛りの大きな責任もしっかりカバー

月額 8,200 円 の主な保障

生命基本 200 口 + 医療 20 口 + 交通 2 口

入院	交通事故	日額	36,000 円
	病気	日額	10,000 円
休業加療	病気・ケガ	日額	5,000 円
死亡・障害	交通事故		4,400 万円
	病気		2,000 万円

●働けなくなったものときも後遺障害や休業加療給付で安心です。



組合新規加入の方には  
もれなく **6 カ月間**

## ワンコイン共済 プレゼント

ワンコイン共済とは

生命基本共済 (5 口)、医療共済 (3 口)、交通災害共済 (0.5 口) を組み合わせた制度です。月掛金 500 円で、死亡・障害 200 ~ 50 万円、入院日額 3,500 ~ 1,500 円等の給付があります。

500

お問い合わせは

0120-88-9031

URL ▶ <https://www.kyousai.jp/> E-mail ▶ [info@k-kyousai.jp](mailto:info@k-kyousai.jp)



資料請求

正式加盟 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連) 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目17-14 西新橋エクセルアネックス3階	総理府関係労働組合連絡会(総理府労連)	TEL 03-3502-6363
	〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階(国公労連内)	
	全行管職員組合(全行管)	TEL 03-5253-5111
	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合庁2号館 総務省内	
	全法務省労働組合(全法務)	TEL 03-3580-0584
	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内	
	全国税関労働組合(全税関)	TEL 03-3507-0645
	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 財務省内	
	全国税労働組合(全国税)	TEL 03-3581-3678
	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 財務省内	
	文部科学省関係労働組合協議会(文労)	TEL 03-3502-6363
	〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階(国公労連内)	
	全厚生労働組合(全厚生)	TEL 03-3501-4881
	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省低層棟3階	
	全日本国立医療労働組合(全医労)	TEL 03-5940-8600
	〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-48-3	
	全経済産業労働組合(全経済)	TEL 03-3580-5707
	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省内	
	国土交通労働組合	TEL 03-3580-4244
	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合庁3号館 国土交通省内	
	全情報通信労働組合(全通信)	TEL 03-3509-7737
	〒100-0013 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合庁2号館11階	
	全労働省労働組合(全労働)	TEL 03-3502-6787
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合庁5号館18階		
全司法労働組合(全司法)	TEL 03-6272-9810	
〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内		
沖縄総合事務局開発建設労働組合(開建労)	TEL 098-979-6658	
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館3階		
外国人技能実習機構労働組合	TEL 03-3502-6787	
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合庁5号館18階		
国家公務員一般労働組合(国公一般)	TEL 03-3502-6363	
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階(国公労連内)		
オブザーバー	国家公務員共済組合連合会病院労働組合(国共病組)	TEL 03-3876-0615
	〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 医療労働会館7階	
	国家公務員共済組合連合会宿泊施設労働組合(宿泊労連)	
	〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1 KKR ホテル博多内	
全国大学高専教職員組合(全大教)	TEL 03-6802-4250	
〒110-0012 東京都台東区亀泉2-20-15 都築ビル2階		
上部団体	全国労働組合総連合(全労連)	TEL 03-5842-5611
	〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階	